

学校法人に寄付をした場合の税制優遇について

個人が学校法人に対して寄付をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、一定額の控除を受けることができます。

寄付金控除に係る制度は所得税の「**所得控除**」と「**税額控除**」の2種類があり、**寄付者の所得額や寄付金額によって控除できる金額が異なります。**

また、お住いの自治体により、**住民税の「税額控除」**の対象となります。

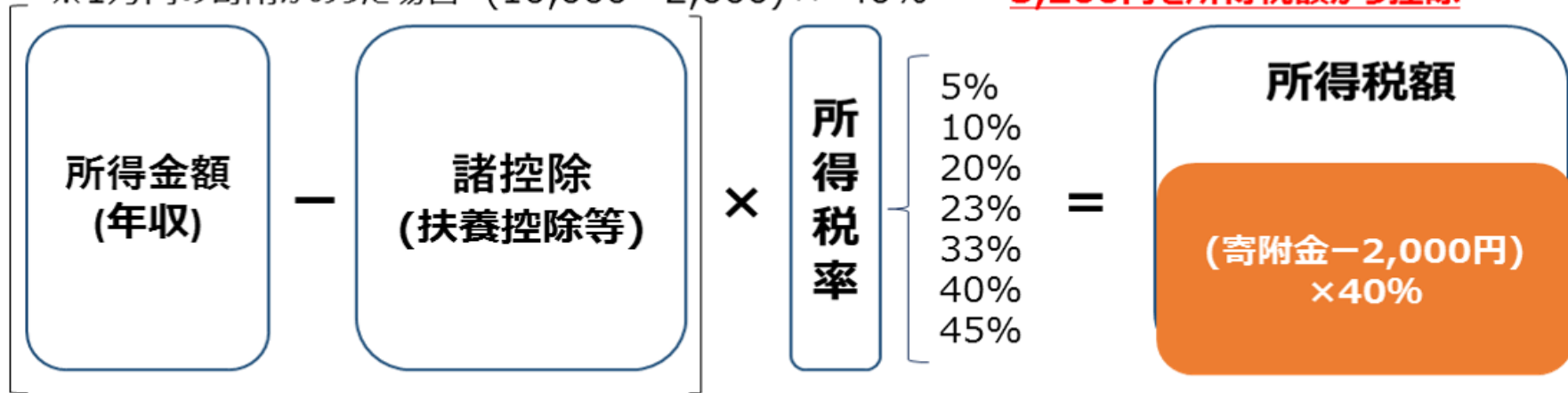


所得税控除と税額控除の違い

税額控除額の計算方法

$$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 40\% (\text{一律}) = \text{寄附金控除額}$$

※1万円の寄附があった場合 $(10,000 - 2,000) \times 40\% = \mathbf{3,200\text{円を所得税額から控除}}$

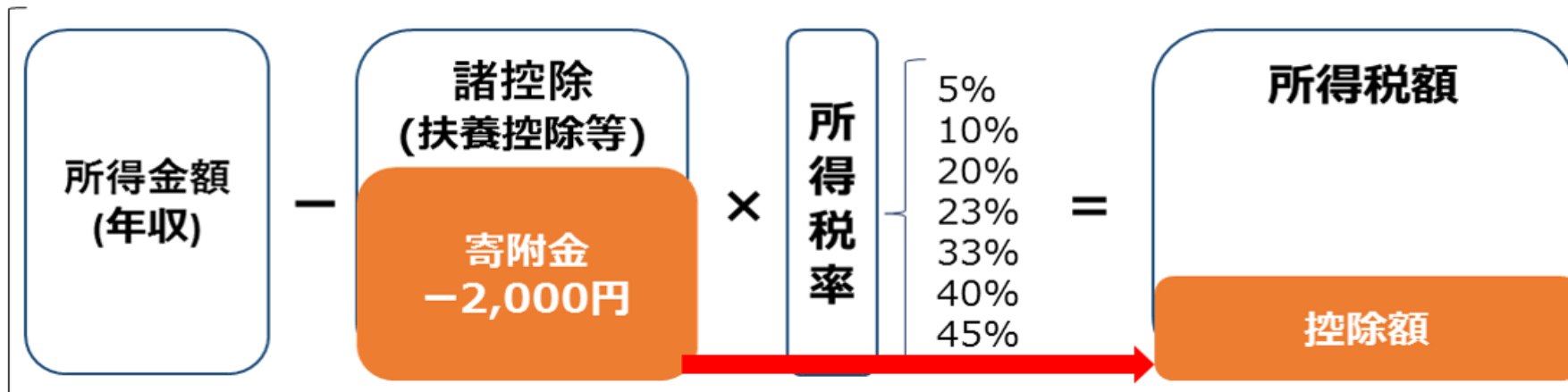


所得控除額の計算方法

$$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率} = \text{寄附金控除額}$$

※1万円の寄附があった場合 $(10,000 - 2,000) \times 20\% = \mathbf{1,600\text{円を控除}}$

税率20%
年収600万円の一般的な税率



所得税控除と税額控除の違い

● 特定公益増進法人に対する個人寄附

■ 控除額の計算式

$$(\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率} = \text{寄附金控除額}$$

● 税額控除対象法人に対する個人寄附

■ 控除額の計算式

$$(\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times \text{一律40\%} = \text{寄附金控除額}$$

例1) 課税所得600万円の者が10万円を寄附した場合

$$(\text{寄附額}100,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times \text{控除率}20\% = \text{控除額}19,600\text{円}$$

$$(\text{寄附額}100,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times \text{控除率}40\% = \text{控除額}39,200\text{円}$$

【小口の寄附を行う場合】 **税額控除の方が控除額が大きい。**

例2) 課税所得600万円の者が100万円を寄附した場合

$$(\text{寄附額}1,000,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times \text{控除率}20\% = \text{控除額}199,600\text{円}$$

$$(\text{寄附額}1,000,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times \text{控除率}40\% = \text{控除額}193,125\text{円}$$

※所得税額772,500円なので、
 $772,500\text{円} \times 25\% = 193,125\text{円}$ が控除限度額

【高額な寄附を行う場合】 **税額控除の控除上限額に達し、所得控除の方が控除額が大きい。**

住民税の控除

住民税の寄付金控除（東京都と千葉県にお住まいの方のみ）

※（本学を条例で指定した地方公共団体のみ）

1 城西国際大学に寄付をいただいた年の翌年1月1日の住所が、都道府県（東京都、千葉県）、市区町村（東金市）の方が対象となります。

2 住民税の控除額 = (寄付金額(※1) - 2千円) × 住民税控除率(※2) = 住民税控除額

※1 総所得金額の30%が上限となります。

※2 都道府県の指定は2~4%、市区町村の指定は6~8%、双方に指定された場合は10%
詳細は自治体のHPなどでご確認ください。

都道府県の指定 4%（東京都、千葉県）

市区町村の指定 6%（東金市）

3 所得税の確定申告を行うことにより、住民税の控除が受けられます。
所得税の確定申告をしない場合は、市区町村で住民税の申告を行うこととなります。

- 上記の他、条例の指定によらず住民税控除を受けることが可能な自治体があります。
詳細につきましては住民税を納付している自治体までお問合せください。
- 住民税控除に関連して自治体から要請があった場合は、寄付者名簿を提出することになっております。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。寄付者名簿には寄付者の氏名、住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。

法人からの場合

法人様（企業等）が本学に対して行った寄付金については、寄付金額を当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入の方法には、【受配者指定寄付金】と【特定公益増進法人に対する寄付金】の2種類があります。



(当該企業の資本金×0.375%+当該事業年度所得×6.25%)×1/2を通常とは別枠で損金に算入)

1 受配者指定寄付金

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という）を通じて寄付者（企業等）が指定した学校法人へ寄付していただく制度で、寄付金の全額を損金として算入することが認められています。この税法上の優遇措置を受けるためには、事業団宛てに申し込み手続きをする必要がありますが、事業団への手続きは本学で行います。なお、損金算入手続きには、事業団が発行する『寄付金受領書』が必要となります。この書類は、本学を經由して寄付者（企業等）に送付いたします。

2 特定公益増進法人に対する寄付金

法人様（企業等）が本学に寄付された場合、特定公益増進法人に対する寄付金として、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金として算入できます。

本学から送付する(1)本学発行の『領収書』、(2)『特定公益増進法人であることの証明書（写）』によって税制上の優遇措置の手続きを行うことができます。